

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

31番柿崎実議員より遅刻する旨、9番佐藤徳雄議員より欠席する旨の届け出があります。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 堀 田 賢 逸 議員

○田中敏雄 議長 19番堀田賢逸議員に発言を許可いたします。

19番堀田賢逸議員。

【19番（堀田賢逸議員）登壇】

○19番（堀田賢逸議員） おはようございます。会派ニューウェーブの堀田賢逸であります。

今日は、通告と前後しますが、図書館の諸問題の方から最初に質問を始めたいと思います。

先日、黒澤明監督の作品で「生きる」というテレビを見ました。桜木市の市民課長である松本幸四郎扮する渡辺勘治が、膵臓がんにかかったということで今までの人生と向き合うことになった。そして、ひよんなことから人生の目標を見つけて、それが渡辺勘治の充実した生き方につながるというものでした。図書館も情報社会の現在、地域社会の課題解決を図るため、多くの市民にその目標を見つけるチャンスを与え、充実した生活を送ることができるように、情報サービスが求められていると思われま。そのような思いを込めて、図書館について質問をいたします。

学校図書館についてであります。

平鹿町の学校図書館では、古くて傷んでいる本がたくさんあります。本の整理がされていないところもありました。本のカバーがずれたり、古くなって背表紙のタイトルが見えない本もありました。背表紙のタイトルを手書きしている本もありました。また、ごちゃごちゃした感じの図書館もありました。読み聞かせのボランティアに来ていただいて読み聞かせ、朝の10分間読書会など子供たちに本を読ませる工夫と努力が見られました。学校予算3割減という中でPTAからの寄附を募り、本を購入しているのが実情のようです。古い本をどうするのか、本の整理、それに破れた本の修理など、どのようにしようとしておられるのか、学校図書館の管理運営についてお聞きいたします。

図書コーナーについてであります。

横手駅前に建設される公共施設には、図書コーナーが設置される予定であります。図書コーナーの面積は250平方メートル、約75坪、情報コーナーは300平方メートル、約91坪、受付は200平方メートル、

約60坪となっており、施設の延べ床面積は、増田図書館とほぼ同じ面積であるように感じました。この図書コーナーの性格は、そして蔵書はどのような内容の本を何冊用意するのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

次に、図書館情報システムですけれども、図書館情報システムは、現在、横手、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字の6館で使われております。山内、大雄にはありません。これらは互換性がなく、また6館のシステムも機材が老朽化し、保守契約が切れている館が多く、いつシステムがダウンするかわからない、綱渡りの状態が続いております。横手市としても、全図書館に新しいシステムを導入するため業者に来ていただき、プレゼンテーションなどをやっているようですが、こちらから実際にやっている現地の視察などはしているのか、今後図書館のシステムをどのようにしたいと考えているのか、市長の考えをお聞かせください。

図書館別予算についてですが、図書館別予算の中の備品購入費、いわゆる本の購入費が非常に気になります。なぜかといえば、公立図書館設置に関するガイドラインの3つの必須項目の1つに購入費があるからです。1つは、図書館の占有面積、2つは、専任の職員数、3つは、資料の購入費、この3点から成っております。図書購入費を見ますと、横手は平成17年度640万円、平成18年度460万8,000円、平成19年度414万8,000円、合計1,515万6,000円。増田は平成17年度217万5,000円、平成18年度174万円、平成19年度170万円、合計561万5,000円。平鹿は平成17年度300万円、平成18年度240万円、平成19年度200万円、合計740万円。雄物川は平成17年度500万円、平成18年度400万円、平成19年度380万円、合計1,280万円。大森もほとんどこれと同じで、ただ最後の平成19年度が310万円ということで、合計1,210万円。十文字は平成17年度154万2,000円、平成18年度123万4,000円、平成19年度63万5,000円、合計341万1,000円。山内は平成17年度35万円、平成18年度28万円、平成19年度25万2,000円、合計88万2,000円。大雄は平成17年度12万5,000円、平成18年度30万円、平成19年度10万円、合計52万5,000円となっております。

ガイドラインでは、資料購入費人口1万人以下は700万円、人口2万人以下は1,200万円とありますが、人口1万人を超えている旧4つの市と町でも700万円を超えているところの一つもなく、特に人口1万4,111人の十文字の購入費は63万5,000円と10分の1にも満たず、これではベストセラーしか買えない。何でこんなことになったのか、理解に苦しむところであります。十文字図書館は、単独施設なので燃料費、光熱水費、施設管理費などもかかり、もはや切り詰めるところがなく、泣く泣く図書購入費を削っている状態であります。これは図書館の自殺行為と言えるのではないかと私は思います。

新聞の購入状況も大変な状況だと思います。横手・大森は8紙購読、増田・平鹿は6紙購読、雄物川は5紙購読、議会事務局でも6紙とっております。十文字は魁、朝日、日刊スポーツの3紙だけで、個人の家とさして変わらず、利用者から苦情が出されている情けない状況になっております。ここ3年間の購入予算の内容を見ると、十文字図書館には少なくとも500万円ほどの追加が必要と思われませんが、市長はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

次に、横手市図書館の利用者大幅増を考えるに当たって、秋田県立図書館で利用者が増加した原因を若干述べて、例にしたいと思います。

県立図書館は、開館日数を270日から70日間を増やして340日間としました。休みは、12月に特別整理期間として9日間、年末年始に7日間、あとは毎月月初め1日だけであります。いわゆる図書館がいつも開いているというイメージが定着したというのが一番ではないかと思えます。そのほかに、図書館施設の一新、購入資料の増加、それから71台駐車できる共同駐車場の設置、こういうのが利用者増につながったのではないかと考えております。

それで、横手市の現状を見てみますと、施設設備の面では、大森、雄物川はそれなりにいいわけですが、そのほかの図書館では所蔵スペースが狭くなっており、蔵書を保管できるスペースが必要です。横手は、駐車スペースが本当は3台ぐらいしかとまらないような場所ですけれども、一応線だけは5台分引いていると、大変危ないような感じです。雄物川は、県から全県5つの図書館の1つに選ばれたということで、これからますますよくなるのが期待されます。大森は、学校を終わった子供たちが多く集まってきているので、大変これからもますます増えていくと考えられます。平鹿は、合併効果から入館者が倍増しているようです。増田は、まんが館が併設されているということで、これが特徴です。山内は、ほかの図書館にない本がたくさんあり、利用者アンケートをとるなどPRをしております。大雄は、間仕切りがある読書コーナーがあり、隣りにゆとりおんがあると。

これらの現状認識に立って、先ほど例に出しました県立図書館がやったように、職員が努力をし、私たち応援団は職員が努力しがいのある環境をつくるのが求められていると思えます。図書館の職員の削減というのは、これらに逆行しているのではないかと思います。目的意識を持って来館する利用者の立場に立って、横手市総合計画の基本目標である「みんなで学び、うるおいのあるまちづくり」を進めるべきと思いますが、市長は、これからの図書館政策をどのような方向に進めていこうとしているのか、お伺いいたします。

次に、横手図書館の食事コーナーについてであります。

横手図書館は、中で食事をとってもよいというコーナーと時間がありました。ほかの利用者からは、冬に暖房が入っているとき、窓も閉めているのでにおいがするとの苦情もありました。このことについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

最後に、1つ提案があります。

私たちは、普段何気なくテレビを見ていて、「あ、これはもう一回見たい、録画すればよかった」と思うときがあります。こういうとき、図書館で10日間ぐらい放送を録画保存しておいて利用者に提供するならば、今まで図書館に縁のなかった人たちも図書館に足を運んでくれるのではないかと。みんなの図書館として利用者も増加という一点から考えるならば、こういう考えもあるのではないかと。以上、図書館の問題についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、よこて学びプランについてであります。

よこて学びプランは、平成19年から23年までの5年計画が発表されております。この中で学び推進についての課題として5項目あります。1点、市全体として統一した推進体制が十分に整備されていない。2点目、地域により学習機会や内容に偏りが見られる、見直しと整理が必要である。3点目、学びの広域化に対する体制が十分に整備されていない。4点目、社会の急激な変化に対応した学びの機会や環境が整っていない。5点目、IT（情報技術）の整備と活用が十分でない。これは、今の図書館の問題と関係するわけですが、これら課題の解決具合はどうなっているのかをお尋ねします。

最後に3点目、平鹿中学校の暗い廊下についてであります。

今、6時頃になると大分日も短くなって、平鹿中学校では足元に若干の照明があるだけで、天井に照明がないという廊下がありまして、日が暮れると暗くて長い廊下があります。その廊下沿いにある音楽室、技術室、家庭科室、和室、美術室で子供たちがクラブ活動をしています。先生たちには、その子供たちのクラブ活動が終わる午後6時半から午後7時頃、施錠の点検のためその廊下に行く仕事があります。その廊下は、技術室から奥の家庭科室まで111メートルあります。夜になると、足元から間接照明の明かりがぼーっと照らすだけで、天井に照明がありません。懐中電灯持参で施錠の点検をしています。点検後は警備保障の担当となります。

ALT、スクールカウンセラーも含めて13名いる女の先生たちは、廊下は111メートルと長い上、コンクリートでできているので足音が響き、それに今日みたいに雨が降ればなおさら暗く、これらが相乗効果となって不気味な感じを醸し出し、気持ちが悪いと話しています。先生の約半分が女性です。子供たちや女性の先生たちの安心・安全のためにも、天井に照明をつけ、明るい校舎にする必要があると思います。市長も生徒や先生が安心して活動できることを望んでおられると確信していますが、お考えをお聞かせください。

以上、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 堀田議員の、まず図書館に関連した一連のお尋ねについてお答え申し上げたいと思います。

学校図書館についてが最初でありました。

学校図書館につきましては、各校それぞれに工夫して整備をしておりますが、施設、設備、蔵書数などは学校ごとに異なっており、中には蔵書の様子が議員ご指摘のような状況もあろうかと思っております。このような状況の中で公立図書館からの貸し出しを受けるなどの方策を実施し、子供たちが目にすることのできる本の冊数を増やす等の努力をしているところであります。今後は、公共図書館の整備、学校との連携などを一層深め、蔵書の構成や管理運営の検討を行ってまいります。

また、現在もご協力いただいている、堀田議員のお話にもありましたが、読み聞かせのボランティアだとか、書架整理などのボランティアの皆さんとの協働を今後とも一層推進してまいりたいと、このよ

うに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目が、図書コーナーについてございました。

学生や市民の方々がゆっくりと勉強や読書ができ、また、雑談や打ち合わせ、ミーティングなどができるスペースを確保したいと考えております。各種情報誌や新聞などを置き、隣接の情報コーナーとも相まって、広く情報収集の場としても活用していただきたいと思っております。

また、備えつける図書の種類、冊数、市内各図書館の蔵書検索ができる端末機の設置、図書の貸し出し、返却ができる図書館機能等については、ただいま検討中ですので、よろしくお願いいたします。

3点目が、図書情報システムのお尋ねでございました。

現状についてはご指摘のとおりであります。今後の市立図書館全体のあり方について、駅前の先ほどの図書コーナーも含め、その方向性を検討しているところであります。その中でシステムの導入等についても検討してまいりたいと思っております。

その次が、図書館別の予算についてのお尋ねがございました。

ご存じのとおり、平成13年7月18日、文部科学省告示第132号の公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準というガイドラインがありますが、秋田県公立図書館設置及び運営に関するガイドラインに基づき秋田県公立図書館の振興を図るために、平成19年度までの達成を目標とする設置及び運営に関する数値基準がこれですが、各図書館はこのガイドラインを自己評価に活用し、設備・資料の充実やサービスの向上に生かすことが望まれているものであります。少しでもこの目標値に近づくように、また、市内にある全部の図書館をトータルで考えて、その連携を一層緊密にして、一つの図書資料を効率的に流通させ、迅速かつ正確な図書相互貸借機能の向上を図ることをあわせて改善してまいりたいというふうに考えております。

次のご質問が、横手市の図書館の利用者大幅増を考えるということでありました。

開館日数を増やすことが利用者増につながるというのは理解できますが、限られた予算と職員数で開館日数や開館時間を増やすことは難しいというのが現状であります。しかし、昨日も話題になりました合併効果の一つと申し上げてよろしいかと思っておりますが、どの図書館に返却してもいいということだとか、その図書館に無い蔵書を他館から取り寄せることができることについての宣伝が広がってきたのか、いわゆる相互貸借件数などが大幅に増えております。また、地区公民館などへの移動図書館や図書館アンケートの実施などで地域に密着した図書館サービスも試みているところであります。図書購入費や図書館情報システムの統一などとも密接な関連がありますが、図書館利用が増えるように総合的に考えてまいりたいということでありました。

図書館の一連の質問の最後でありましたが、横手図書館の食事コーナーについてであります。

区切られた一室があればいいのですが、そういう部屋を確保するのは難しいというのが現状であります。横手図書館はご存じのように大変狭くて、お昼時間に限りカウンター前の新聞コーナーを食事のと

れる場所として提供しているところでもあります。伴って、少し問題点もやはり出てきているのも現状であります。例えば、図書館に行くとお昼がとれるということで、お昼を持ち込んで、図書館利用というよりもお昼を食べる利用に使われているような問題点も出ておるところが現状であります。

複合施設などで軽食がとれる図書館というのも確かにありますが、横手図書館の場合、利用者の皆さんのご協力のご理解を得ながら、狭いながらも市民の要望にこたえて食事のできるスペースを提供しているというのが実情でありますので、ご理解願いたいというふうに思います。

次の大きな項目が、よこて学びプランについてでありました。

ご存じのように、平成19年4月から稼働し始めたと言ってもよろしいかと思いますが、横手市生涯学習推進計画よこて学びプランの策定に当たっては、これまでの取り組みやご指摘のような課題を踏まえて、生涯学習推進のために基本方向として次の4点を掲げました。1つは、いつでも、どこでも、誰でも、何でもというスローガンと言ってもよろしいでしょうか、の実現。2点目が、学びへの支援の充実。3点目が、学びによるまちづくり、人づくりの推進。4点目が、学びの成果を生かす循環型の学び社会づくりの推進。これを具現化するため、6つの施策目標ごとに合計368の具体的施策を掲げ、今年度から積極的にこの実現を図っているところであり、その成果があらわれてくるのは次年度以降と考えているところでもあります。

なお、事業の成果や計画の進捗状況の確認に当たっては、生涯学習推進計画評価委員による外部評価も取り入れているところでもあります。

最後のお尋ねが平鹿中学校の暗い廊下ということでございました。

学校は、言うまでもなく、子供たちが一日の大半を過ごす場所であり、各施設の安全性を確保し、安心して学校生活を送れるような適切な維持管理には努めているところでもあります。実は、平鹿中学校は私も4年間ご厄介になった学校でありまして、ご指摘の特別教室等カーブのある110メートルと、私は100メートルぐらいかなと思っていましたが、その4年間で一度も安心・安全に関する心配という声は聞きませんでした。しかし、情勢は刻々と変化しておりますし、先生方のハートも様々であろうと思います。あそこは、実は生徒たちが夜、暗くなってから使うというのは、ある期間の吹奏楽部、技術部、それから文化祭前の和室で演劇を練習する演劇部、それぐらいの限られた特定の生徒たち、その安全に適切な手を打ってれば、私がいたときもそんなに不安は感じなかったということですが、明るいかと言われれば、そのとおり大変暗いという状況ですので、早速、照明器具等を検討して措置するというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上であります。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 堀田議員から最後の提案についてご意見いただきましたので、それについてお答えしたいと思います。

まず、各家庭ではビデオ撮りで、その家庭内で楽しむということではやっておりますが、ただ、役所

でライブラリーをつくるために無断で提供するというのは、著作権法上ちょっとでき得ないのではないか。これについては、著作権法の第21条のところに、複製権の侵害に該当するのではないかというふうな法律がありまして、複製権の侵害に該当するというふうなことで公立の図書館でビデオを撮って、後で利用者に提供するということは、ちょっと法律違反になるのかなというふうに思っております。ただ、個人的に各家庭で撮っていくと、個人で楽しむということについては良いというふうな法律になっていますので、そういうふうなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番（堀田賢逸議員） 今の著作権の問題ですけれども、私がちょっと聞いたんですけれども、例えばNHKの放送を録画して、それを学校の先生が授業で使うと、そういうようなことは確か認められているのではないかと私は思ったんですけれども、そこは違うんでしょうか。

それから、ちなみに今のDVDのレコーダは大変性能が良くて、最長887時間録画できる製品もあるということで、そういうのを図書館に置いておいて、図書館のみに使うということであれば、私は問題がないのではないかと。図書館に置いてあるそういうものも、図書館から出せばいろいろ問題になるけれども、図書館だけで使うということは問題がないのではないかと思いますけれども、そこら辺を再質問したいと思います。

それから、蔵書の冊数のことですけれども、図書館では奉仕人口という言葉を使っているようですが、例えば、横手市は約4万人いるわけですけれども、蔵書は現在9万4,145ということで、これを人口で割ればまず約2.4冊ということですが、それで雄物川は蔵書が8万1,819、これを人口で割れば1人当たり7.45、3倍近く違うと。十文字も蔵書は3万1,976で人口で割れば約2.25ぐらいですか、ここら辺大分格差があるという、ここら辺はやはり今、教育長が言いましたように、他の図書館から借りることができて大変良くなったと、それは合併効果で大変いいわけですけれども、横手の人たちは横手の図書館は駐車場が狭くて、そこに車で行って借りるというわけには簡単に言えбайかないと、それで仕方なくて多分、平鹿町に来ていると思うんです。平鹿町の利用が確か倍になって、4万ぐらいの利用者が増えているということがそこら辺から見とれると思いますけれども、そこら辺のことはどうなのか、質問します。

それから、生涯学習と図書館は関連すると思いますが、生涯学習に関する情報をどのようにして得ているかというアンケートが、よこて学びプランの後ろの方に載っておりました。それは、市報や公民館報、市のパンフレット、それから、2点目は、家族・友人・知人の口伝え、3点目は、新聞・雑誌、4点目は、自治会・町内会の回覧、地域住民の連絡というように、ほとんどが身近なところから情報を得ていると。この情報提供ということでは、特に調べものをする。調べものの提供、いわゆるレファレンスといいますか、そういうことは図書館の機能として大変大事なことだと思いますけれども、そのようなときに職員の削減というのは図書館を利用する人にとっては大変問題ではないかと思っています。

今、正職員で司書がいるというところは、横手、増田、平鹿、中央図書館、いわゆる雄物川図書館ですね、それから、非常勤で司書のいるところは、横手、増田、大森、十文字となっていますけれども、司書資格を持っていて、市でほかの仕事をやっている職員も多数いると聞いています。もっと人材を図書館の方に回してみようという手もないわけではないかと思えますけれども、そこら辺をお願いしたいと思えます。

それから、システムについてですけれども、システムの期限が切れていないのが確か平鹿町だけで、あとは全部切れていると聞いていますけれども、なるべく早く新しいシステムにして統合するという必要があると思えます。私は、これは横手市全域の問題ですので、合併特例債などを使えるのではないかと思えますけれども、そこら辺はどうなっているのか質問をいたします。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 お答えいたしたいと思えます。

まず、学校で教育資材として使えないかというふうなことですが、これはオーケーだと。法律的に使うことはいいだろうというふうになっているようでありますので、そのようにしているところであります。

それから、著作権法上の図書館内部でやるのはいいではないかというご質問ですが、これについては、もう少し勉強させていただきますが、まずその法律によって不特定多数の者に見せるというふうなことはだめだろうというふうになっておりますので、まずもう少し勉強させていただきたい。できるのであれば、それらもちょっと図書館に入れながら、利用増を図ってまいりたいというふうを考えております。

それから、図書館の冊数でありますけれども、それぞれ館によって1人当たりの冊数に格差があるというふうなことでありますが、これにつきましては、それぞれの町村で設計した目的、設置年によってつぎ込む予算等もありましたでしょうし、取り組む姿勢の差がここで出てきているのかなとも感じているところであります。

まず、全般的に秋田県の1人当たりの冊数で見ますと、横手市は3.53となっております、全県の平均でいっても2.62となっておりますから、まず1人当たりの蔵書の冊数では、そのガイドラインを満足しているのかなというふうに思っておるところであります。

それから、生涯学習の情報提供であります、職員の削減というふうなことは問題ではないかというふうなことでありますが、やはりこういう人事の面でのこともありますし、職員削減をもっと減らされた分、現有勢力で知恵を絞りながら、もう少し頑張っていきたいというふうなスタンスでおりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それから、司書の問題であります。具体的に、それぞれの館で正職員の司書は何名、非常勤で何名ということでお話しされておりましたが、図書館にいない市の職員の中にも司書の資格を持った方がたくさんおりますので、来年度の異動等にはそこら辺もいろいろ配慮してもらえよう配置を、教育委員

会から願っていかうかなというふうなことを考えておるところであります。

それから、図書館のシステム統合の件であります、リース切れのところもたくさんあります。これにつきましては、それぞれの館で5年間のリース契約を結びながら対応してきたところでありまして、今、合併2年目で相当リース切れになっているところもありますし、また、更新をしてやっているところもありますので、これについては、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、総合的に至急に検討させていただきながら、今ご提案の合併特例債等で対応できるものであれば、そちらの方にも応援をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番（堀田賢逸議員） 図書館別の予算といいますか、そういうのが図書館要覧というのにありました。それをちょっと見てみますと、例えば増田、それから大森、この複合施設となっている、そこに入っている図書館は、先ほどちょっと言いましたけれども、燃料費とか光熱費などかからないので非常に助かっているという感じがありました。例えば、平鹿町では当時、大分なりましたけれども、今の図書館と公民館を廊下でつないで、そこに農村文化伝承館ですか、そういうのをあそこの1カ所にまとめて、そして廊下で公民館も大変使われておりますので、ちょっと時間があいたら図書館の方に来るよということ、何年前かちょっと忘れちゃったけれども、そういうことが話としてありました。そういうようなことも、この増田のまんが館や大森の図書館のことを見ますと、利用率が大変いいと。これは、やはり図書館だけ、公民館だけでなく、複合施設があれば、それなりに利用ができると。横手も私に言わせれば、横手の人達は人がいいというか、駐車場もなく、今は蔵書はたくさんありますけれども、録画されたもの、ビデオなんかほとんど無いと。ビデオを見る場所が無いと、ビデオの装置が無い、そのようになっていますので、ビデオを見たい人は平鹿や雄物川に出かけなければだめだと、そのように私は思いましたけれども、そのような複合施設、それから今、横手の問題とか、そういうものはどう考えているのかお伺いします。

それから、もう一点、この1年間に市の施設を利用しましたかというアンケートがありまして、例えば図書館は、「よく利用した」というのが6.4%でした。「ほとんど利用しない」が73.6%、まんが美術館や資料館、文学記念館、伝承館、ここも「ほとんど利用しない」が83.5%で、「よく利用した」が何と0.7%です。これを横手で見ても、まずあちこちに点在していて、これを何とかうまくまとめて図書館をその中に入れてというような、そういうことをやれば非常に利用率も上がると。そして、市民にもためになると。物を見るということは、大変、今日の魁にも載っていましたが、物を見るような方向に文部科学省ですか、そういうような方向の話も出ていましたし、そういうような予算も働きかけ次第ではつくのではないかと私は思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 いろいろご指摘のような問題もあります。先ほど私も申し上げましたが、横手市に

ある図書館が横手市の地域の人たちの図書館という時代ではもうなくなっているわけだということがまず一つ、基本としては押さえなければいけない。それから、交通動態等、車を利用できる方はビデオのある図書館に出かけるということが、今ある図書館を建てたときとはまた違ってきている状況もありますので、そのようなこと。それから、利用動態というのも図書館でいろいろ変わってきております、その研究。例えば、秋田の明德館なども本を読みに行く人たちが座って読めないで困っている。それは何かというと、高校生たちが受験勉強等で勉強に来ていると。横手の図書館なんかは私が時々見に行くと、そのような状態があります。じゃ、それは図書館の利用としていいか悪いかということになると、またこれもひとついいとも悪いとも言えない、今の市民の利用動態、活用の動機というんですか、そういうのがいろいろ個人によって違うわけです。県立図書館なんかを時々見に行きますと、1日いて、あそこは新聞が全部そろっていますので、新聞をずっと見て帰っていく人、それから、ビデオがありますので、1日座ってビデオだけ見て帰っていく人、就職試験・教員採用試験の勉強を一生懸命毎日来てやっている人とか、それから調べものをしたいという人。そうすると、これから図書館、先ほど言ったようにトータルで横手市有図書館といいますが、市立図書館があちこちにあって、今、雄物川の図書館が中央図書館機能を持ってやっているわけですがけれども、そのようなこと、もろもろを様々に研究して、どのような形態が一番いいのか、しかも限られた予算等の中でどのような形態にしていけばいいのか、先ほどの図書コーナーとの関連だとかも、そこも遠いか近いとかという話でいけば、あそこにコーナーをつくっても一番遠い人は利用しづらいというような話にもなるわけですので、トータルで先生のご指摘にあったことも全部含めて、これから考えて整備してまいりたいというふうに思っておりますので、またお気づきの点があればお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) 先ほど1人当たりの図書貸し出し冊数とか、資料費の話が若干出ましたけれども、秋田県は全国で最下位になっておりまして、これも大変な、秋田県は最下位だけれども、横手市は最下位ではなくて頑張っている方だと、そのようにまずは思っておりますけれども、もっともっと頑張っていただきたいと思います。

それから、最後にですが、教育長も予算のこと、人事の面などはさすがに返事がなかったと思いますので、最後に市長の方から予算の関係、人事の関係、それから市長は横手出身ですので、横手の図書館のいかにも使い勝手の悪い図書館のことなど、感想など述べてもらえればありがたいと思いますが。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、使い勝手の悪い図書館の話でありますけれども、事実として議員ご指摘のような状況があるのは承知いたしております。私の前の前の市長の時代からの課題でございました。その解決のために駅前再開発において、公共施設をつくる中で図書館の充実をとというのがその当時の市民の大きな願いでありました。それを正面から受けとめておったわけではありますが、市町村合併ということ

の事態になりまして、駅前再開発ビル、公共部分の性格もおのずと変わってまいってきておるわけでありまして、したがって、旧横手市の中央的図書館を駅前につくるという構想は大きく後退せざるを得なかったという状況でございます。

したがいまして、教育長が答弁申し上げましたとおり、新しい横手市全体の図書館をどのように特色づけて活用するか、連携した中で活用するかということに力点を移しながら、多くの市民の皆さんの利用の便に供するというふうなことで考えていかなければならないのかなと思っている次第でございます。そのための検討が教育長答弁にもありましたとおり出されているわけでありまして、その方針が固まっている中で、それに要するハードの問題、ソフトの問題、人員の問題、予算の問題等もトータルで考えていかなければならないのかなと思っている次第でございます。

以上であります。

◇ 立身 万千子 議員

○田中敏雄 議長 1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

ご存じのとおり、ここに来て日本の社会は大きく変わりました。時流の波に乗って思わぬ富を手にしながらも、さらなる豊かさを追求してやまない人々と、働いても働いても貧困から抜け出せないワーキングプアとの格差の広がり、昨日の報道でマイナスに転落したとはいえ、世界屈指のGDPを誇るこの国に介護難民、ネットカフェ難民などが出現するという異常な事態、そして、社会保険庁に象徴されるずさんさと戦後レジウムからの脱却と称して明治の昔に戻そうとする、いわゆる靖国主観の押しつけ、不透明な政治資金の処理問題など、先般の参議院選挙結果は、現政権に国民が抱いた将来に対する不安と危機感のあらわれと言えます。

しかし、民意を理解しようとしぬ新内閣のもとで、山積みする問題の現状打開策は、いまだに明らか道筋が見えてきません。こうした中で、国の大きな制約のもとでの地方分権をどう確立するかは、私たちの重大な課題として目の前に立ちはだかつております。さまざまな議論を経て、ともかくも8市町村が合併しました。そして、もうすぐ2歳になる横手市をどう住みよいまちにしていくか。困難な財政問題を克服しつつ、日増しに増大する一方の市民の不満と不安にどうこたえるのか。さらに言及すれば、本格的な高齢化社会の到来という深刻な問題があります。こうした状況を踏まえて、私は一般質問をいたします。

まず初めに、特別養護老人ホームへの指定管理者制度導入について伺います。

この問題を論じるには、指定管理者制度というものがどういう特徴を持つのかを共通認識にする必要があると考えます。ご承知のとおり2003年9月、改正地方自治法の施行で、公の施設管理を営利企業を

営む民間事業者に開放することになりました。それまでの公の施設は、管理委託制度によって行政が直接管理をするか、行政が管理・監督する公益法人によって管理されてきました。つまり、行政が管理していることで公を保障していたと言えます。

しかし、指定管理者制度では、行政機関や議会が一定のチェック機能は果たすものの、それだけで公を保障することは難しいとの懸念から、合併以前の各市町村議会、そして合併直後の市議会でも議論を重ねて、2005年11月に新横手市も手続条例選考委員会要綱を制定したという経緯があります。この点を踏まえて、地方自治法第244条にあるとおり、この施設が利用者であり、労働者である住民の福祉を増進する目的が達成されなければならない、市民に開かれた対応が必要であることは言うまでもありません。

以上の理由から、これまで議会が説明を受けた資料をもとに4点質問するものです。

1つ目は、特別養護老人ホームの利用者である市民にとっての問題です。

経管栄養、口から栄養をとることが困難になった方に施術する、いわゆるIVH対応を実施している施設は民間にもあるから心配は要らないと回答をいただきました。管理者がかわっても、現在の入所者がそのまま継続されるのか。さらには、IVHを装着されている新規の入所者を保障できるのか。もし指定管理者が受け皿がないと拒否した場合、横手市が支払うべき公的負担は、介護保険適用の年間360万円から国保適用の年間600万円と約2倍になってしまいます。そもそも国を挙げて民間活力の導入という言葉で指定管理者制度のキャッチフレーズにしてきたわけですが、その大きな目的は、公費負担をいかに減らすかということだと判明しています。けれども、良心的な経営を追求する民間企業ほど財政的に困難をきたしているとの情報がある中で、療養病床を減らすという国の政策とも相まって、市民は大変心配しています。その点について、わかりやすくお答えをお願いします。

2つ目は、現場で働く職員にとっての問題です。

これについては、説明不足と言わざるを得ません。お盆の期間に4つの施設で説明会をされたとのことですが、4日間にわたる参加者は計107名で、半数の職員はしかるべき当局からの説明を聞いていないこととなります。白寿園の職員94名も説明を受ける立場のはずですが、施設長が内部で説明しただけとのことでした。指定管理者に運営が移った後、正職員は派遣法に基づいて同じ施設に残し、非正規職員は新しい管理者の雇用を求めるとの説明では、不安が増大して、このうわさを耳にした家族の方々も、これでは現場職員の仕事への意欲低下につながり、サービスの質にも影響するのではと大変心配をされております。当局では、説明を受けた職員は納得したものと受けとめておられるのか、また、今後の説明、話し合いの予定について伺います。

3つ目は、財政問題です。

国の第4次介護保険法改正で内容の悪化を予想しているために、4施設同時移行の方針が出たと議会には説明されました。だとすれば、当局の方針にある管理者側のサービス収入が一定ではあり得ないのではないのでしょうか。法人収益の見込みを精査し直すべきと思われると思いますが、お考えを伺います。

今、公設民営形態の平寿苑とすこやか大雄は、市が公債費から返済していますが、施設建設に伴う起

償還の事実上の負担者は誰になるのか、確認します。

また、送迎車両や入浴装置といった高額な設備の買い替えや、将来、改築の時期を迎えた場合、その実施主体と財源確保の見通しについてはどうか、お答えください。

4つ目は、将来にわたる見通しの問題です。

まず、今後介護保険をめぐる状況が一層厳しくなると予測される中で、一旦管理者が決定して導入されたとして、仮に万が一、5年後に返上された場合、市の直営とされますか。そして、再度募集した場合も市内に位置して、実績があって、社会福祉法人だというこの3つの条件のもとで応募する法人がない場合、県外資本の参入もあり得ます。その点をどう判断されるのでしょうか。

以上、指定管理者制度の問題4点について、市長のお考えを伺います。

次に、心の健康づくりについて質問します。

先般、魁新報に県内自治体の中でも群を抜いて当市の自殺対策予算が321万円、平成22年までに自殺者25人以内にするという目標を立てていることが発表されました。学校でのいじめなどが原因の引きこもりやうつ病を克服したいと努力している市民からは、「この記事を見て勇気が沸いた。でも、このお金の使い方をパンフレットの作成や専門家向けのシンポジウムなどで終わらせてほしくない」といった切実な声が寄せられています。市長の所信で、その概要が説明されました。それによれば、市民、企業及び医療関係者で構成する心の健康づくりプロジェクトチームを設置する準備検討委員会を庁内関係職員で立ち上げたとのことでした。そこでは、既にさまざまな資料で分析を始めておられるものと期待いたしました。最初に電子メディアについて、次にワークライフバランスについて、最後に学力テストについて質問させていただきます。

ご承知のように、小学生のころからうつ病に対しての正しい理解と予防の方法を身につけようという事業が注目されています。認知行動療法を通して物の見方や問題が起きたときの解決の仕方を学ぶ方法で、宮崎や神奈川などで行われ、小・中学校で実施するプログラムの開発が進んでいるとのこと。秋田県衛生統計年鑑によると、横手市では、働き盛りの男性がうつ状態で自殺に至った例が70%にも上っており、10代、20代の自殺者は約1割という状態ですが、子供が自己肯定感情をしっかりと身につけることこそ、心の健康づくりの出発点と私は考えます。

そこで、電子メディアから子供を守る手だてについて質問します。

去る8月2日、平成19年度横手市青少年健全育成協議会が開かれました。合併直後に制定された横手市青少年問題協議会設置条例に基づいて、議会から5人が委員として選出され、私も委員の一員として参加しました。その中で横手警察署少年係の方から市内の現状が報告されました。全国の状況と同じようにインターネットの犯罪も発生しており、親はそれに気づかないでいるとのこと。携帯電話の普及が大きな原因であって、警察では青少年に有害な情報へのアクセスを制限するフィルタリングシステムを紹介して、販売店で無料で申し込みができること、販売店にも推進の申し入れをしているという報告がありました。秋田県は、今年4月に条例を改正して、販売、貸付業者には情報提供を義務づけ、

保護者を初め何人も青少年の犯罪または自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの、インターネットの使用による有害情報の視聴の防止を義務づけています。中でもすぐできるのがこのフィルタリングであって、各販売会社に用意されています。しかし、2007年8月に朝日新聞読者のアスパラクラブ会員を対象に実施したアンケートでは、回答数1万936件のうち、「フィルタリングをつけている」が10.6%、「つけていない」58.6%、「わからない」17.9%、「フィルタリングについてよく知らない」12.9%という結果が出ています。それでも、すぐに連絡がついて便利、子供の居場所や様子がわかって安心という理由で携帯電話を子供に持たせている保護者たちの実態があって、電子メディアの有害性や危険性が今だに理解されていないことを物語っていると分析されておりました。実際問題としては、メールでのいじめや掲示板の悪質な書き込みに対しては、フィルタリングは無効だということが指摘されています。

では、どうすれば横手市の子供たちが救えるのか。他県の例を見ると、条例化の前に子供を取り巻く環境をどうするべきか。罰則の基準があいまいな点など、安易に法的規制に頼むのは危ういという意見も出て、6月4日付の信濃毎日では、子供の判断力を高める教育しかないと主張しています。

今年の6月7日、警察庁が発表した2006年の1年間における日本国内の自殺者3万2,155人のうち、小学生が前年の2倍、中学生が前年の22.7%の増加であって、886人と過去最高になっています。そのうち、いじめや成績など学校問題が原因と判断されたのは242人で、前年より9人多いとのこと。特に最近、マスコミでも耳にするプロフなど携帯の自己紹介サイトを発端に、陰湿ないじめがエスカレートして自殺に追い込まれた子供の事例には、都会や地方の区別がないと警察でも言っており、学校を中心にPTA、地域住民で定期的に協議会を開いて、情報交換しながら携帯を使う際のルールを身につける学習を繰り返し事業で取り組む自治体が多くなっているとのこと。

このような状況を踏まえ、横手市では青少年の心の健康を増進するためにどんな施策に力を入れるお考えか、お答えください。

次に、ワークライフバランスの具体化について、うつ病を初めとする長期休業を横手市の企業でどう保障するかという問題で質問します。

仕事と家庭生活の調和という基本理念は、当市の男女共同参画行動計画の大きな柱であり、平成22年までに男女イキイキ職場宣言事業所数を30社にして、働く場での不公平感の廃止、仕事と家庭生活の調和のとれた労働環境を目指し、女性の多様な働き方と能力を生かせる社会を築くと目標を定めています。

「ワークライフバランス」という耳新しい言葉は、仕事と家庭の両立をどう実現していくかという従来の課題の具体化を余儀なくされた政府・財界の新たな労務戦略としても使われるようになりました。その点を踏まえながらも客観的に社会を見たとき、日本の現状は残業時間はトップクラス、仕事の成果は最低クラスという分析は、誰もが納得できると思われま。

これは、8月31日に北東北3県合同男女共同参画研修会での株式会社ワークライフバランスの社長のお話でした。その講演で、「労働時間と生産性はもはや比例はしない。人脈やアイデアなど付加価値商

法の時代になった」という命題が投げかけられました。さらに、高齢化社会に向けて身内の介護が労働者にとって最大の課題になっていく。育児休業というのは日程が予測されるものだから計画が立てやすいけれども、介護やけが、うつ病などによる長期休業は予測できない。したがって、これからは、男女を問わず職場で人が休むのは当たり前の時代になっていく。しかし、成果は上げ続けなければ企業の存亡にかかわるといふ、ショッキングな命題を参加者一同突きつけられました。この株式会社ワークライフバランス社は、長期休業を保障するためのプログラムを販売しています。企業に対しては、実態調査をしながらサポートをし、託児所を確保する相談、そして、なぜ休業が必要なのかという経営者に対するセミナーの開催などをして、休業者には、休んでいる間に各種のキャリアアップ講座、50種ぐらいあると言われていますが、その勉強を保障する、会社の情報を提供する、休業者たち同士の交流を設定する、復帰後のサポートをする。そして、財団法人21世紀職業財団の休業者職場復帰プログラム実施奨励金でほとんどそれが賄えるので、企業の負担はなしという内容です。

これは、一つの例であって、行政の役割は、各企業に合った制度や奨励金などの情報提供、相談窓口になること、企業同士が互いにネットワーキングできる場を提供して、広く知らせることが期待されると。そして、小さな事業所ほど、福祉ではなくて生産性を上げるための企業投資と位置づけて、長期休業のシステムを確立することが急がれると強調されました。

中小零細企業が大半を占めるこの横手市の場合でも、大胆な発想転換が必要ではないでしょうか。これまで当市でも多くの企業が男女イキイキ職場宣言をしてきました。しかし、実態は宣言どまりで、それ以上は推進されていないという状況にあるのではないのでしょうか。その宣言を実行していくに当たり、包括的に支援をする役割が行政にはあると思いますが、単に宣言事業所の数値にこだわるだけではなくて、宣言内容が円滑に機能しているかどうか、生産性との関連はどうか、新たな課題は何か、そのような対策が重要と考え、次の2点をお尋ねします。

1つは、宣言事業所が目標の30社を前にして、宣言した事業所一つ一つに定期的な点検や相談といった作業をしておられるか、その内容についてもお答えください。

さらに、事業所としての市役所は、ワークライフバランスの政策をどう進めていかれるのか、市長のお考えを伺います。

最後に、間接的に心の健康づくりに関連するものとして、全国一斉学力テストについて質問します。

ちょうど5カ月前の4月24日に行われた全国一斉学力テストの結果が今月公表されます。この実施に当たっては、子供と学校の序列化や個人情報保護の面から市民の間でも懸念されていることが報じられてきました。テストのやり方になれさせるための模擬試験や練習は、当市でも行われたと聞いております。全国的には、普段成績の芳しくない子はその当日休ませるといった露骨な事例があったと報じられました。しかし、家の人と旅行に行く、家の人と一緒に朝ご飯を食べるなど自己評価させて、家庭のプライバシーに踏み込んだ生活面の質問調査に傷ついた子供は、この横手市にもいたと聞いております。

さらに、1週間に何日学習塾に通っているか、学習塾では主にどんな内容の勉強をしているかなどの

質問は、採点・集計・分析一切を委託されたベネッセと旺文社という受験産業が求めている項目であつて、加えてあのコムスン問題で有名になったグッドウィルなどの約3,000人の派遣労働者が実施した中学3年生のテスト採点で、マル・バツが混乱しているという事実も明らかになっています。こんなずさんな方法で、しかもこれが学校の評価につながるのであれば、子供も保護者も何より教師、学校にとって何がプラスだったのか、疑問視せざるを得ません。

文科省は、昨年6月に決めた実施要領に基づいて8月23日、都道府県教育委員会に対して個々の市町村名や学校名を明らかにした公表はしないように、そして、テスト結果を情報公開として請求されても、不開示情報と取り扱うように通知しました。しかし、一方で、市町村教育委員会と各学校に対しては自己の結果を公表できるとし、詳しいことはそれぞれの判断に任せると、いわば丸投げしています。

横手市教育委員会は、どう公表されるのか、その公表が子供、保護者、教師に及ぼす影響をどう考慮されておられるか、具体的にお答えください。

以上で私の質問は終わりますが、最後に一言お願いします。

質問の要旨は事前に通告してありますので、時間の制約上手短に、わかりやすくご答弁いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、特別養護老人ホームへの指定管理者制度導入について4点お尋ねがございました。

1点目でございますが、入所者、家族への説明は、受託する法人が決定し、制度導入の具体的な形が見えてからの説明ということで計画をいたしているところでございます。

各施設に配置されております看護師の数でございますが、いきいきの郷が4名、雄水苑が7名、憩寿園が3名、鶴寿苑3名となっております。

受託法人側で経管栄養者等の重度化に対応することは、必要不可欠なことでありますので、受託法人の条件として考えているということでございます。また、現在、指定管理者制度を導入いたしておりますすこやか大雄、平寿苑におきましては、経管栄養、胃瘻造設、中心静脈栄養等の入所者も受け入れている現状にあることをお知らせいたしておきたいと思っております。

2つ目に、職員への説明でございます。

これにつきましては、7月から8月中旬にかけて3回実施いたしました。施設長から各2回、福祉事務所として1回行いまして、先般、議会の全員協議会において経過を報告したところでございます。この後、受託する法人が明らかになり次第、具体的な調整が済み次第でありますけれども、その必要に応じて説明を加えていくということにいたしたいというふうに思っている次第でございます。

3番目の財政問題でございます。

法人収益の見込みにつきましては、現在、指定管理でしております、すこやか大雄では約2,200万円、平寿苑では約800万円ほどの収益が出ております。指定管理を予定している施設の収益につきましては、それぞれの施設規模、職員の年齢構成などの影響を受けるわけではありますが、今後の精査の中で具体化を図ってまいりたいというふうに思っている次第でございます。

起債償還につきましては、指定管理者制度導入とは切り離して考えているところで、これまでと同様、市で償還をしていくこととなります。4施設の起債償還終了年度は、憩寿園が平成24年、いきいきの郷が平成26年、鶴寿苑が平成32年、雄水苑が平成36年となっております。

4つ目の将来見通しについてでございますが、指定管理者を指定するに当たり協定書を交わし、この中で指定管理期間の条件も含まれるわけではありますが、特に大きな問題がない場合において指定を継続していくものと考えているところでございます。基本的には、指定期間満了時に指定管理者の再募集ということの想定はいたしておりません。

それから、大きな2つ目の心の健康づくりの中の②のワークライフバランスの具体化についてでございます。

厚生労働省では、ワークライフバランスの普及のため、労働者が働きやすい環境を目指す取り組みを進めております。これは端的に言いますと、幸せな人生を送るために自分の価値観に合う働き方、仕事と生活の調和を考えようという概念だというふうに理解をいたしております。

市内には、平成18年度男女イキイキ職場宣言をし、県と協定を結んだ事業所10社があり、男性の育児休暇取得の推進や、介護休暇などの積極的な取得の促進などに取り組むこととしており、取り組み事業の進捗状況の確認をしながら休暇制度などの説明を行い、目標が達成できるよう事業所とのかかわりを深めたいと考えております。そうした事業所、企業が増えるよう、市としても周知・啓蒙を推進しながら、ワークライフバランスの推進、浸透、普及をさせていかなければならないものと考えております。

また、市では、「健康よこて21」の中で心の健康についての課題や各ライフステージでの取り組みを掲げ、市民自ら健康づくりを心がけることとしておりまして、地域、企業、学校、行政、医療が一体となった活動について取り組むこととしております。その中で、企業にあっては、心の健康についての研修会の開催や従業員の心の健康管理に配慮した職場環境づくりの推進、それにあわせて産業医の選任や衛生委員会などの活用により職場におけるメンタルヘルスの活動の推進をしているところであります。

また、労働災害防止に対応した取り組みが各企業に広がるよう、啓発していくことが大事であると考えております。秋田労働局では、県との共催で職場におけるメンタルヘルス講習会を9月26日、増田まんが美術館で開催する予定であります。

いずれにいたしましても、労働環境の整備につきましては、国・県との連携した取り組みが重要であると考えておりますので、各企業の実情を確認し、関係機関と連携しながら企業の意識の高揚につながるよう、周知・啓蒙を展開していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

個別具体の点につきましては、後ほど担当の方からお答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 心の健康づくりの方で、電子メディアから子供を守るために条例等の規制ということに関するお尋ねがございました。

ご質問の中でもるる説明していただいたと思っているのですが、今年8月に議員も委員になっている青少年問題協議会を立ち上げて、総合的に審議を行ったところであります。フィルタリングサービスのことも議員のご指摘がありました。国においては、携帯電話事業者にフィルタリングサービスの推奨を要請したと。県においては、何人も携帯電話の活用等により青少年に見せないよう、または聞かせないように努めなければならないと規定した条例を整備しております。

従って、市としては、これ以上規制できる内容は見当たらないなと思っているところでありまして、条例の規制ということはちょっと考えられないと。問題は、やはり学校、私も学校に身を置きましたが、大変苦悩しているのが実情です。予想もできないようないろいろな問題があると。ただ、一義的には、そのツールを買ってやっているのは親でございますので、一義的な指導というのは、やはり家庭においてしっかりとされる、約束事をきちんとしてツールを買い与える等ということが第一義的であろうと思います。ということを考えますと、私どもとしては、PTA联合会だとか学校等と連携をして、そこら辺をいつも機会あるごとに話題にして、うまくいっている事例等をお話し願って考えていただくとか、学校はもちろん学級指導というような分野の学習の時間もありますので、その中で指導をるるしているところであります。そういう問題がないところは、中学生は特に進路指導等の時間をいっぱい割けるわけですが、そういう問題が多いと、本来中学生が本当に中学校で学習しなければいけない進路指導に関する学習等の時間が減っていくというような状況があって、大変困っている学校ももちろんあるとか、横手市だけの例を申し上げているわけではありませんが、やはり一義的に親がと言いましたが、突っ放すわけにもいきませんので、学校やPTA联合会と連携をとりながら、機会あるごとに話題にしてお話をしていきたいと。もちろんフィルタリングの推奨もしていきたいというふうに考えております。

心の健康づくりに関連で学力テスト、学力テストといいますが、正式には全国学力学習状況調査であります。昨日の新聞でしたか、東京都足立区で、あれはこの学力状況調査ではなくて、東京都のテストの例で妙な問題が持ち上がって大きな話題になっておりました。要するに、テストを先に配って練習をさせて臨んだというような話でありましたが、横手市ではそのようなことはいたしておりません。学力学習状況調査は、ご存じのように、各教育委員会や学校等が全国的な状況の中で自分の子はどうなっているのかという教育活動や教育施策の成果と課題を把握して、その改善を図るといのが本来の目的で実施されたものでありますので、横手市教育委員会としては、その本来の目的に沿うように、現在の

子供たちの学習状況をしっかり分析して、その結果を各学校の授業改善に結びつけるという観点での公表をしたいと。公表したいというのは、序列化につながるようなことではなくて、このような状況ですよということをお伝え申し上げるということで、個々の学校名を明らかにした序列化を助長するような公表はしないということをおし上げておきたいというふうに思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ワークライフバランスの件であります、手短かに申し上げますが、今、市内の企業に一番大切なのは、ワークライフバランスへの取り組みをしっかりとやることで、例えば企業にとってマイナスになるということではないということをおし理解してもらうことが大切だというふうに思います。それを踏まえて、それではどういう体制でやったらいいとか、先ほど議員のおっしゃったような取り組みを支援していくということが必要だと思っておりますが、現在のところでは、やはり一番最初のワークライフバランスへの取り組みのしっかりとしたところの企業は、俗っぽい言い方をすれば、儲かっているというふうなことをしっかりと宣伝していかなければならないというふうに思います。18年度はそういう取り組みをいろいろやってきましたが、今年はまだ行っておりませんが、11月には県と共催で実施する方向で考えております。

それから、市の事業主としてのことではありますが、事業主の行動計画に基づきまして取り組んでいるわけですけれども、わかりやすく個別の例で申し上げますと、例えば育児休暇などは男性職員も取得する例もありますし、さらに心の病で休暇をとった後、職場復帰する際には十分本人と相談しながら仕事のしやすい、本人も納得できるような配置なども考えながら取り組みをしております。

それから、今回の議会にお願いしております短時間勤務制度なども、これらの例えば職場復帰する際の条件なども改善していきながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 先ほどのご質問の中で白寿園の職員の説明がないのは、ちょっと説明が十分ではないのではないかとというふうな関係でのお話がありました。

私ども施設の職員の方々ともお話ししてまいりました。極端なことを言いますと、受託された法人の方ですべて法人の職員を確保できれば一番いいわけなんですけれども、現実的には介護の資格を持った職員をこの地域で短期間のうちに養成し確保するというのは、非常に難しい問題であります。そうすれば、利用者の方々にはどういった形で指定管理を導入していくことが最も不安感を安らげるのであろうかということをおし内部的に検討してまいりました。

従いまして、私どもといたしましては、昨日まで自分をお世話して下さった、あるいは食事の介護をして下さった、下の世話をして下さった、そういう方が次の日から急にかわるというのは好ましい状態ではないだろうというふうに考えてございまして、特に今回、4施設について指定管理者制度を

導入したいということで、絞りながら私どもが出向いて説明してきたところでございます。

なお、毎週開催しております施設長会議では、お互いにこの状況を認識し、施設長からは、先ほど市長からも答弁申し上げましたけれども、確実には2回ほど、それ以上説明をしている。白寿園につきましても、施設長から市の全体の方向について説明を申し上げたということです。

ただ、これで十分というふうには考えてございまして、何せ公募をいたしまして相手のあることとございますので、市としては、こういう方針で臨みたいということは既に議会の皆さんにお知らせしているとおりでございますけれども、そういった状況が明らかになって進む段階の中で施設の職員の方にも何回かきちんと説明をし、そして、指定管理者制度導入になった後も利用者の方にとってサービスがより一層充実し、続けられるように私どもは努めなければならない責務があるというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、指定管理に出した場合の法人の利益はどれぐらいというふうなことだったわけで、市長からも現状の2施設については申し上げましたけれども、私ども議会の方に出ささせていただきましたシミュレーションにつきましては、現在の4つの施設の介護収入、介護の報酬は3年間固定でございますので、第4期でどういった方向になるかというのはまだ明らかになってございません。従いまして、この固定した状況の中で市の正職員を在職派遣し、また非常勤職員については、受託法人の職員に再雇用していただくという条件設定の中で4年間でおおむね20人ほど帰任をしていただくと、毎年、帰任をしていただくというふうな計画でございます。

従いまして、帰任した後の欠員の職員につきましては、受託された法人で職員を採用するというふうな状況が生まれてまいりますので、そういった帰任する正職員と新たに新しく採用される職員との経験あるいは年齢的なものを含めた給与の格付といたしますか、そういった状況の中で私どもが試算しました現段階の4つの関係では、平成20年度、年度当初から行った場合で指定管理料が7,300万円ほどですから、この段階では受託された法人には剰余金はないだろうというふうに判断しています。

それから、平成21年度につきましても、資料にございますとおり、2,300万円ほどの指定管理料が必要だということで、平成21年度についても剰余金はないだろうと。ただ、平成22年度、ここまですきますと84名の職員を派遣したいというふうに考えてございますので、ここで50人から60人ほどの職員が帰任することになりますので、この段階で私どもの試算でいきますと1,420万円ほどの剰余金が4つの施設で出るだろう。単純に4で割りますと1つの施設で350万円ほどですから、現在、指定管理をしていただいております2施設ほど一気に剰余金は出ませんが、そういった状況が進むにつれて出るだろうというふうに思います。

なおまた、将来の改築の関係のご質問がございましたけれども、現在、この4施設での一番歴史があるといえますか、最も早く建設された施設が十文字町にございます憩寿園が昭和50年でございます。鉄筋コンクリートでございまして、私ども最低50年はもつだろうと、いろいろ設備・配管等の関係はあるにしてももつだろうと。従いまして、現実のところ、その関係について具体的なシミュレーションはし

ておりませんが、議員仰せのとおり、将来的にそういった課題が出てくるということについては私どもも十分承知しておりますので、今後こういった状況を進める中で考えていかなければならないというふうに思っております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） 答弁ありがとうございました。

時間の関係上、指定管理者制度に対しては、附属する厚生常任委員会でまた再度質問させていただきます。

一問一答ですので、まず電子メディアについて。

今お答えいただきました、市は条例の規制はこれ以上しない、私も条例はそう思います。それで、家庭に対する啓発が一番だと。家庭の結局自己責任、自己決定だろうというふうなお答えだと私はとらえましたが、販売店が結局あるわけです。そこも県の条例では義務化されていますから、買うときに同意書なりそういうのを設置して、必ずそこで親が販売店と同意するというようにして、無料ですので、そのフィルタリングをするということのやり方ということはお金もかからないし、そういうのはできないものですか。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 特に携帯電話についてでありますけれども、議員のおっしゃるご心配、それから今の社会状況は、まさにそのとおりでございますけれども、小学生、中学生、高校生と同じ問題が起きているかという言われ方をいたしますと、若干やはり現実の違いはございまして、小学校段階での指導、それから中学校段階での指導、いろいろと分けて考えなければいけないのだろうと思います。

横手市の場合は、問題の発生している部分というのは、やはり高校生、それから大学生、そういった年代なんだろうと思います。しかし、誰でもそういった年代になるわけですから、そういった年代になっても抑止力として効果的な指導を小・中学生の間におこななければいけないのだろうという立場での教育長の答弁だったと思うのです。

実は、今議員のおっしゃることは十分よくわかるわけですが、いわゆる業者の方の問題を国として、もしくは県として大きな行政の力でどういった指導ができるかというところを受けて、私たちが動かざるを得ないと。それから、実際に使っている子供たちの状況、それからフィルタリングの中身を考えますと、フィルタリングの機能を強化いたしますと、実は実際のサービスを受ける範囲が非常に狭くなりまして、今度、携帯を持つ理由が無くなるといった面もございまして、緩めますと意味がないと。そういったところで機能の面として今、もう少し開発をしていただきながら、現実の問題と突き合わせながらというのが必要なんだろうというふうに思っています。

それから、小・中学校の現場では、これについては本当に神経質になってございまして、学級指導という教育長からのお話がありましたけれども、例えば中学校では、技術・家庭等の時間で情報教育の中

では相当の時間をかけてこれには指導をしております。そういった現実もございます。あとは、わかりにくくしているのは、実は学校の方で携帯電話の所持率を時々調べるわけですが、本当のところはどうなんだというところがなかなかとらえにくいという現状も実はございます。そういったことを総合的に考えまして、今後も小・中学校の指導の現場では特に力を入れなければいけないというふうに認識しています。よろしくお願いします。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） ありがとうございます。

それに対して、私もそう思いますので、せめてそのフィルタリングの限界性もありますから、そこら辺のことをまず広めなくてはいけない、浸透させなければいけないということを申し上げたので、内閣府でも今、年末に警察庁や法務省関係者で中間報告をまとめると言っていますよね。そこを受けて、多分具体的な方策が出てくると思いますので、そこら辺をお願いしたいというふうに思います。

時間がないので、ワークライフバランスについて、1つ。

いろいろきめ細かな方策をされていらっしゃることは受けとめました。去年ですけれども、イキイキ職場づくり学習会というのがありましたよね。それを見ると、非常に立派に円グラフなどで分析してくださっているのですが、そもそも横手商工会議所の会員というのは、ことし7月現在で1,389事業所あります。そのほかにも加盟していないところがいっぱいあるという中で、イキイキ職場づくり学習会でのアンケート配付枚数は40事業所、回収枚数27。これ自体これからの課題が大きいなということを認識するけれども、その中でいった場合に、参加者の業種は製造業が37%、次、サービス業で26%になっています。参考になった例は何かというと、「カミテ製作所の例が大変参考になった」、これが88.9%になっています。今後の取り組みにそれを充実させたいか、「させたい」という人が82%。結局、回答をよこしてくれた事業所というのは非常に積極的で、部長が言われたように、儲かると見て、これから生産性を上げて、企業の発展のためには絶対不可欠だというふうに理解したところだと思いますが、この立派なアンケート結果をもとにして、どのような実践がなされたのかということを私はずっとこの1年間思いました。昨日のご答弁で市長は、製造業に対して非常に優遇政策を持っていくということもおっしゃいましたので、この1年間、進捗状況を確認し、かかわってきたというふうにしてお答えいただきましたけれども、具体的に、それ一つとってみても、このアンケートをもとにして、どのように施策を講じて1年間来られたのか。その成果はどれくらいで、これからの課題は何かというところまでお聞きしたいのですが、お願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、アンケートの結果を受けてわかったことは、先ほども申し上げましたが、要するに経営者の意識改革がまず必要だということがわかりました。そういうことから、市内の事業所約50社を訪問して、このイキイキ職場宣言事業所への応募について促してまいりました。それから、議員もおっしゃいました小坂町の株式会社カミテの取り組みが研修会の中で非常に参考になったという

ことを踏まえまして、事業所に対しまして、そのカミテへの視察にも取り組んだところであります。ただ、今年につきましては、まだその取り組みが平成19年度は若干遅れていますが、県でも同じような内容でいろいろ計画されているということを伺いまして、双方で今話し合いをしまして、11月にはフォーラムを県と共催で開催しようというふうに思っています。

実際にどういうふうにして広げていくかということ、あるいは宣言した事業所がどういうふうな取り組みをしているかということにつきましては、我々が報告をいただいて、それを公表していくという方法もあろうかと思いますが、基本的には会社が今、計画している内容をできるだけ公表していただくように取り組んでおります。例えば行動計画など、それでいきますと、今、19社行動計画を作っているうちに13社が今公表していますので、それらをもっともっと公表している部分を皆さんから見ていただくように宣伝していこうかなというふうに思っています。

それから、例えば研修会の際に、行動計画を作っている会社の方々からパネラーなり何なりになっていただきまして、やはりみんなのいる前で、私たちはこういうふうにしますというのをいろいろ出していただく方法なども有効ではないかなというふうに考えていまして、今後、直近では11月にありますが、11月にしっかりした取り組みをしながら市内に広めていこうというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） ありがとうございます。

最後、1つだけですが、その中に多分取り組んでいらっしゃると思いますが、良心的にワークライフバランスを追求しようという中小零細企業が今いっぱいありますが、財源の問題で壁がすごくあるというふうに、市長もたしか三、四年前からそういうお答えを一般質問でくださったと思います。それに対しては、厚労省、21世紀職業財団、県の労働政策課もありますが、私が持っているだけでも20種類ぐらいの奨励金、助成金があります。それに対して申請を出すようにコンサルティングをするという、相談窓口というのは商工労働課だとは思いますが、具体的にどれくらいそれを申請していらっしゃるのか、成果は別としてもどれくらい相談に乗っていらっしゃるか、それだけお願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ちょっと今、具体的に数字はございませんが、行動計画を策定している会社が19社ありますし、その辺のところも含めながら制度の周知、そういうものをしっかりと徹底していきたいというふうに思います。その結果を踏まえながら、ワークライフバランスの取り組みを推進していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 これで一般質問を終了いたします。

◎報告第26号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第2、報告第26号専決処分の報告について報告を求めます。

横手区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 ただいま議題となりました報告第26号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、2ページの専決第33号のとおり専決処分をいたしましたのでご報告するものでありまして、その内容は、去る8月21日午後1時20分ごろ、横手市前郷二番町6番13号先路上において、横手地域局地域振興課庁務員が市公用車を市道へ後進させる際、後方確認不足によりまして、十字路交差点で赤信号待ちをしておりました専決処分書に記載の被害者の車両に衝突して破損させたものであります。

損害賠償額は10万1,420円、過失割合は市が100%でありまして、全額加入保険金で補てんするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第26号の報告を終わります。

◎報告第27号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第3、報告第27号専決処分の報告について報告を求めます。

十文字町区長。

○田中邦廣 十文字町区長 ただいま議題となりました報告第27号専決処分の報告についてご説明いたします。

本件も前の報告と同様に、自動車事故の損害賠償の額を定めることについて、及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、次のページにありますように、平成19年8月10日月曜日午前8時ごろ、十文字地域局職員が公用車を運転中、横手市十文字町梨木字沖野地内の湯沢横手道路十文字インターチェンジ内におきまして、勘違いからETCレーンに進入し、ETC積載車でなかったためにそのレーン間違いに気づき、慌てて後方の確認不十分のまま車をバックし、後ろで待機しておりましたワゴン車の前部に衝突、相手の車を破損させたものでございます。

被害者は記載のとおりでございます。

損害賠償額は60万2,910円で、過失割合は市が100%。賠償額は全額保険で対応するものでございます。

職員による交通事故が多く、常々市を挙げて注意を喚起しておるところでございますけれども、全くの不注意からこのような事故に至ってしまったことをおわび申し上げます。

以上、説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第27号の報告を終わります。

◎陳情委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第4、陳情でありますがお手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月13日から9月20日までの8日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明9月13日から9月20日までの8日間休会することに決定いたしました。

9月21日は午前10時より本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時54分 散会

